## 商品概要説明書

JAリフォームローン (一般型A)

(2023年4月1日現在)

商品名 JAリフォームローン (一般型A)	
○当JAの組合員の方。	
○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢	が満 80 歳
未満の方。	
○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の)	方は前年度
ご利用いただける   税引前所得とします。)。	
方 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
○借入期間が 10 年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる	方。
○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。	
○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。	
○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・ネ	補修資金お
よびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象としま	<b>きす。</b>
(住宅関連設備の例)	
①門、塀、車庫、物置。	
②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。	
③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台	10
<ul><li>④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。</li></ul>	
   資金使途	之。
⑥太陽光発電システム。	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。	
⑩その他住宅本体以外のもの。	
   ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただ	し、有担保
ローンのお借換は対象外とします。	
借入金額 ○10 万円以上 1,000 万円以内(1 万円単位)とし、所要金額の範囲内	」とします。
○1年以上15年以内とします。	
   借入期間	借入期間
は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。	
○次のいずれかよりご選択いただけます。	
【変動金利型】	
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ロー	ーンプライ
借入利率   ムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1	日から適用
利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日	)以降、次
回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年 0.5%	以上乖離し

	た場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。							
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ							ンプライ
	ムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日よ							
	り適用利率を変更いたします。							
	【固定金利型】							
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。							
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。							
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎							
	月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返							
	済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定							
	月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の40%以内、10万円単位で							
	す。)のいずれかをご選択いただけます。							
返済方法 	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元							
	金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返							
	済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25							
	倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある							
	場合は、原則として期日に一括返済していただきます。							
	<ul><li></li></ul>							
保証人	○当JAが指定する保証機関(千葉県農業信用基金協会)の保証をご利用いた							
	だきますので、原則として保証人は不要です。							
	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。							
	①一括払い(保証料率 0.45%)							
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。							
	【お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)】							
	-	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10 年	]
保証料		保証料	2, 426	6, 898	·			-
		(円)				22, 404	33, 214	33, 214
	②分割払い							
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。							
	なお、保証料率は年 0.45%です。							
	○借入期間が10年を超える場合は、当JA所定の2種類の団体信用生命共済の							
	いずれかにご加入いただきます。また、借入期間が10年以内の場合について							
	も、ご希望によりご加入いただけます。							
	なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済							
団体信用生命共済	の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。							
四件旧用生即共併	の種類によりお借入利率は下表記載の加昇利率分高くなりよう。  団体信用生命共済名  加算利率							
	団体信用生命共済(特約なし)						なし	
	借入期間が10年以内の場合 年0.30%							
	一   借入期間か 10 年以内の場合   三大疾病保障特約付団体信用生命共済							
		二人疾病保障	<b>特利何团</b> 体	1716用生命	共済	年 0.3	5U%	

	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっ
9 大疾病補償保険	ては借入利率に以下の利率が加算されます。
	年 0. 30%
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、
	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…5,500円
	②一部繰上返済の場合…無料
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 11,000円
	の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組
	合本支店(所)または金融部(電話:047-339-1113)にお申し出ください。当組
苦情処理措置およ び紛争解決措置の 内容	合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応
	に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けて
	おります。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士
	会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様
	の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあり
	ます。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま
	せん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せ
	ください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問
	い合わせください。